

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 教育庁教育総務課

法令名	公益信託に関する法律		法令番号	大正11年法律第62号			
手続名	公益信託の受託者の解任		根拠条項	第8条第1項			
処分基準	<p>受託者の解任は、次の場合に行う。</p> <p>(1) 受託者が受託者としての任務を行わないとき。</p> <p>(2) その他公益信託の目的に反する行為を行ったとき。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	公益信託を所管する（予定の）課	交付機関	公益信託を所管する（予定の）課	目次No.